

(2) 学校、職場での事後対応の促進

学校については、文部科学省に置かれた「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」が、平成19年3月に取りまとめた「子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）」の中で、自殺が発生してしまったときの事後対応の在り方について、参考事例も示しつつ、遺された遺族や子どもたち、学校における心のケアの体制整備等の対応の在り方について取りまとめており、同報告を、教育委員会等に配付したほか、Webサイト上で公開した。（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/kentoukai/#houkoku）

平成21年度に開催した「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者による調査も視野に入れた背景調査などの事後対応の在り方について検討を行い、平成22年3月には「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成し、学校・教育委員会等に配付した。本資料を活用し、22年度から、全国4ブロック（東京、大阪、仙台、福岡）で、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象として、これらの資料を用いた研修を実施しており、25年度には、全国を2ブロックにわけて東京で開催した。

また、平成23年6月には、児童生徒の自殺

が起きたときの背景調査の指針を含む審議のまとめを取りまとめ、各教育委員会及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請した。25年度には、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針策定後の各自治体における運用状況や、いじめ防止対策推進法における重大事態への対処の規定等を踏まえ、必要な見直しを検討した。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

(3) 遺族等のための情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

(4) 遺児への支援【再掲】

「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組（2）教職員に対する普及啓発等の実施」及び「8 遺された人への支援を充実する取組（1）遺族の自助グループ等の運営支援」参照。

9 民間団体との連携を強化する取組

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

内閣府では、民間団体における人材養成を支援するため、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用DVDを作成し、ホームページ上に掲載している。また、平成25年9月から11月にかけて、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、全国6ブロックで「自殺対策連携コーディネーター研修」を開催した。さらに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体の人材育成に

対する支援を実施している。

自殺予防総合対策センターにおいて、平成18年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制の推進を図っている。また、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を行っているほか、わが国における科学的根拠に基づく自殺予防総合対策の推進に学術面から寄与することを目的として、平成25年2月に「科学的根拠に基づく自殺予防総

合対策推進のためのコンソーシアム」準備会を発足した。

(2) 地域における連携体制の確立

内閣府では、平成25年5月及び平成26年2月に全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市の主管課等に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を行った。また、地域における自殺対策の官民の連携協働を図るため、25年9月から11月にかけて、全国6ブロックにおいて、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」を開催した。

消費者庁では、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者が参加したネットワークの充実を図っている。

厚生労働省では、平成21年度より、各地域の医療、学校、警察、職場等の関係機関が連携体制をつくる拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を、各都道府県・政令指定都市において実施している。

また、平成20年度からは、内閣府、厚生労働省、自殺予防総合対策センターが中心となって、地域の自殺対策の推進等に役立てるため、「都道府県・政令指定都市等における自殺対策の取組状況に関する調査」等を行い、その結果を公表している。

(3) 民間団体の電話相談事業に対する支援

自殺をはじめとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体として、「いのちの電話」や「大阪自殺防止センター」、「東京自殺防止センター」などがある。

このような団体の活動は、英国等において50年以上の歴史を有しているが、「いのちの電話」は、日本においては昭和46年10月1日に「いのちの電話（東京）」として発足し、48年に社会福祉法人として認可を得ている。その後東京英語、関西、沖縄、北九州が設立され、52年には日本及び海外における電話相

談事業の振興に寄与するとともに、調査・研究及び教育・啓発の活動を行うことを目的に「日本いのちの電話連盟」が発足した。

現在「いのちの電話」は全国に拡大し、41都道府県において49センター・5か所が設置され、平成26年3月現在で電話相談員数は約6,900名、電話設置台数126台、25年の年間相談件数は75万6,537件となっている。「いのちの電話」の電話相談員は無償ボランティアとして活動しており、相談員となるためには、最低60時間、9か月以上の研修を受け、いのちの電話相談員の認定を受けて活動している。近年は一部センターにおいて、インターネット相談や、自死遺族支援等も行っている。

厚生労働省では、ボランティア等で先駆的・試行的な自殺対策の取組を行う民間団体の活動に財政補助を行う「自殺防止対策事業」を平成21年度から実施している。電話相談、相談員の研修等の事業を行う複数の団体がその対象となっている。

内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

内閣府では、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援を実施している。また、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」において、民間団体からの取組事例の発表を行った。さらに、自殺多発地域における自殺の現状や地域で行われている様々な取組を把握し、自殺多発地域における自殺対策と国による支援の在り方等について検討するため、平成25年度に「自殺多発地域（ハイリスク地）支援の在り方に関する調査」を実施した。

厚生労働省では、前述の「自殺防止対策事業」にて、先駆的・試行的な自殺防止対策の取組を行う民間団体の活動に財政補助を行っている。